成年後見人等に関する届出書兼利用代理人等設定依頼書

年　　月　　日

成年後見制度に係る家庭裁判所の審判を受けましたので、次のとおり届け出ます。
独立行政法人郵便貯金･簡易生命保険管理機構が管理している郵便貯金については、同機構に届出します。

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。□枠欄は、該当の項目にレ印をつけてください。

成年後見人等	おところ	郵便番号（　　ー　　）	お届け印	
	おなまえ	フリガナ 様		
	日中ご連絡先電話番号	携帯　会社　自宅　　ー　　ー		
名義人	おところ	郵便番号（　　ー　　）		
	おなまえ	フリガナ 様		
	生年月日	□明治　□大正　□昭和　□平成　　年　　月　　日		
	成年後見人等を届け出る口座種類等	□貯金 □振替 □国債 □投資信託	記号 ▲ / 番号 ▲	
		▲通帳に記載のある方のみご記入ください。		

成年後見人の種類等	□成年後見人　□任意後見人　□保佐人　□補助人 □未成年後見人　□利用代理人 ※無記名国債、投資信託のお取扱いでは、利用代理人の設定はできません。
審判の内容	
成年後見人（未成年後見人を含みます。）	□成年後見開始の審判　□成年後見開始の審判の取消し
保佐人	□保佐人に代理権を付与する旨の審判　□保佐開始の審判の取消し □保佐開始（同意権付与）の審判
補助人	□補助開始の審判及び代理権付与の審判　□補助開始の審判の取消し □補助開始の審判及び同意権付与の審判
任意後見人	□任意後見監督人選任の審判　□任意後見契約の終了
代理権･同意権の内容	□登記事項証明のとおり □その他（　　）

名義人及び成年後見人等は、本件届出に関して次のとおり了承します。
- 代理権を付与された成年後見人等は、指定した貯金等のすべての取扱いを行います（利用代理人を除く。）。
- 本件届出の内容に変更・取消等が生じた場合は、直ちに確認資料を添えて届け出ます。
- 投資信託のお取扱いは、ゆうちょ銀行本支店及び投資信託取扱郵便局に限ります。

日附印

＜銀行使用欄＞

備考	ゆうちょダイレクト利用の有無			現存調査の回答書の受領		
	□有 →	□継続使用	注意事項の説明	□有 →	□成年後見人等に関する届出書に添付	
	□無	□廃止	廃止届書の受領	□無		

検査　　受付

（貯金、国債、振替：取扱郵便局・取扱店）→受持貯金事務センター
（投　信　信　託：取扱郵便局・取扱店）→東京貯金事務センター

【規程 Navi ｺｰﾄﾞ：50307　改正年月：2015.10】

ゆうちょ銀行